

第四次改正専利法の要点まとめ

三協国際特許事務所

中国専利代理人 梁 熙艷

中国専利法は、改革開放の一環として 1985 年より施行され、今まで三回の法改正（1992 年、2000 年、2008 年）が行われてきた。そのうち、1992 年、2000 年の法改正は主に中国の WTO 加盟のために行われた法改正で、2008 年第三次改正法は現行法である。

今回の第四次改正は 2012 年から改正内容について検討をし始め、8 年間をかけて、2020 年 10 月 17 日に全人代常務委員会第二十二回会議でやっと可決された。改正専利法は 2021 年 6 月 1 日より施行される。

第四次改正専利法では主に専利権保護の強化、専利の実施及び運用の促進、専利権付与手続きの改善といった三つの側面から改正が行われた。また、薬品専利について、世界基準に沿うような法整備が行われた。以下の説明においては、「専利」は発明、実用新案、外観設計を含む概念で、個別に説明する場合、発明専利、実用新案専利、外観設計専利と称する。

1) 専利権保護の強化

① 処罰性賠償制度の導入

侵害訴訟の損害賠償について、処罰性賠償制度を導入し、「故意により専利権を侵害し、状況が深刻な場合、賠償額算定方法で算定された金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を決定することができる」という規定を新たに設けた（第 71 条 1 項）。権利者は処罰性賠償を主張する場合、侵害者の「故意により専利権を侵害し」且つ「状況が深刻な場合」に関する立証責任を負うことになる。今回の改正専利法ではどの行為は「故意により専利権を侵害し」に該当するか、どの程度は「状況が深刻な場合」に該当するかに関する明確な規定が定められていなかった。これについては、実施細則または司法解釈で明確に規定されると予想される。

② 法定賠償額の増額

賠償額算定方法により算定できない場合の法定賠償額については、従来の「1 万元以上 100 万元以下」から「3 万元以上 500 万元以下」に増額した（第 71 条 2 項）。

③ 損害賠償に関する権利者立証責任の軽減

権利者の立証責任を軽減するために、「専利権者が立証に尽力したものの、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者により把握されている場合、人民法院は賠償額を算定す

るために、侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿、資料の提出を命じることができる。侵害者が提出しないか、又は虚偽の帳簿や資料を提出した場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を決めることができる」という司法解釈の規定を専利法に取り入れた（第71条4項）。

④専利詐称行為に対する罰金の増額

専利詐称行為に対する処罰を「不法所得の4倍以下、不法所得がない場合、20万元以下の罰金を科すことができる」から「不法所得の5倍以下、不法所得がないか、または不法所得が5万元以下である場合、2.5万元以下の罰金を科すことができる」に改定された（第68条）。

⑤行政ルートによる専利権紛争処理の改善

行政ルートによる専利権紛争の処理については、専利法第70条1項を新たに設け、国務院専利行政部門（国家知識産権局）は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国で重大な影響を有する専利権紛争を処理することができることと定めた。また、専利法第70条2項を新たに設け、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、地方人民政府専利行政部門は当該行政区域内の同一の専利権に係る侵害事件に対して併合処理を行うことができ、上位の地方人民政府専利行政部門は複数の地域に及ぶ同一専利権に関する侵害事件に対して処理を行うことができると定めた。

⑥訴訟時効の延長

訴訟の時効を従来の「2年」から「3年」に改定された（第74条）。

⑦信義誠実原則の新設

明らかに新規性のない実用新案、外観設計を実体審査が行わない制度を利用して、出願及び権利行使する案件が多いことに鑑み、「専利出願又は専利権行使を行う際に、信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的利益を害してはならない」との規定を新たに設けた（第20条1項）。「専利権を濫用して競争を排除又は制限し、独占行為となった場合、「中華人民共和国独占禁止法」に基づいて扱う」と明確に定められた（第20条2項）。

2) 専利の実施及び運用の促進

①職務発明者への奨励

職務発明者にインセンティブを与えるために、「国家は専利権付与された組織が株、オプション、配当等を発明者又は創作者に分配することでインセンティブを与えることを促す」との規定を新たに設けた（第15条2項）。

② 専利実施の開放許可制度の導入

専利の実施及び運用を促進するために、第六章「専利実施の強制許可」を「専利実施の特別許可」に改定、原の専利実施の強制許可を残したまま、専利実施の開放許可に関する条項（第48条ないし第52条）を新たに設けた。専利実施の開放許可とは専利権者は専利権付与部門の公告を通じて声明を行い、専利実施の要望がある方だれでもライセンス料を支払うことによって専利権を実施することができることを指す。これによって、専利実施許可の手段をより充実になった。

3) 専利権付与手続きの改善

① 外観設計制度の充実

ハーグ協定の加盟を念頭に、今回の法改正では外観設計の権利存続期間を従来の「出願日から10年」から「出願日から15年」に改正された（第42条1項）。また、部分外観設計の制度も導入された（第2条4項）。ところが、いつの出願に適用するか、遡及効があるかに関する経過措置については改正専利法において定められなかった。今までの法改正の取り扱い方を参酌すると、おそらく局長令の形で公布すると予想される。

② 新規性喪失例外の追加

コロナの世界流行に鑑み、新規性喪失の例外に「国家の緊急事態又は非常事態が発生したときに、公共利益のために初めて公開した場合」を新たに加えた（第24条1号）。ただし、中国専利法で定める新規性喪失の例外に該当するケースは日本特許法の規定に比べてかなり限定的であるため、中国に出願の予定がある場合、できるだけ日本で新規性喪失の例外を受けない方がよいと考える。

③ 発明専利審査遅延による存続期間の補償

発明専利について、存続期間の補償制度を導入し、「発明専利の出願日から満4年且つ実体審査請求日から満3年後に発明専利権が付与された場合、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて、発明専利の権利化段階における不合理な遅延について、専利存続期間を補償しなければならない」との規定を新たに設けた（第42条2項）。

④ 専利権評価報告書の作成を請求できる適格者の拡大

実体審査を経ていない実用新案専利権、外観設計専利権については、専利権評価報告書制度が存在する。今まで、専利権評価報告書の作成を請求できる者は実施細則第61条2項で定められた専利権者及び利害関係者（独占実施権者を指す）に限られていたが、今回の法改正で、「専利権者、利害関係者又は侵害と訴えられた者は専利権評価報告書を自ら提出することもできる」との規定を専利法に設けた（第66条2項）。この規定は侵害紛争が

生じた場合、人民法院又は専利行政部門は専利権者又は利害関係者に専利権評価報告書の提出を求めることができる以外に、専利権者、利害関係者又は侵害と訴えられた者は専利権評価報告書を自ら提出することもできると規定されている。今回の専利法改正に伴い、専利権評価報告書の作成を請求できる者を規定する実施細則にも対応の改正が行われると予想される。

4) 薬品専利に関する法整備

薬品専利に関する法整備は今回の法改正における重要なポイントである。

① ④薬品専利早期紛争解決の新設 (第76条)

薬品販売承認審査において、薬品販売承認申請人と専利権者又は利害関係者との間に、承認申請に係る薬品に関する専利権で紛争が生じた場合、当事者は人民法院に提訴し、承認申請に係る薬品に関する技術が他人の薬品専利権の保護範囲に属するかについて判決を下すよう求めることができる。国務院薬品監督管理部門は、所定の期間内に、人民法院の確定判決に基づいて、係る薬品の販売承認を一時停止するかを決定することができる。

薬品販売承認申請人と専利権者又は利害関係者は、承認申請に係る薬品に関する専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を求めることもできる。

国務院薬品監督管理部門は、国務院専利行政部門とともに、薬品販売承認審査及び薬品販売承認申請段階における専利権紛争の解決に関する詳細なつなぎ措置を策定し、国務院の同意を得てから実施する。

②薬品専利存続期間補償制度の導入 (第42条3項)

新薬販売承認審査にかかった時間を補償するために、中国での販売承認を取得した新薬に関する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利存続期間を補償することができる。補償される期間は5年を超えないものとし、新薬販売承認後の専利権の合計存続期間は14年を超えないものとする。